

議案第 8 1 号

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、第 2 号部分休業について定めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の育児休業等に関する条例（平成4年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，第8条」を削り，「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第8条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り，「職員を」を「職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を」に改める。

第9条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（第1号部分休業の承認）」を付し，同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は，正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び第10条において同じ。）にあっては，当該非常勤職員について定められた勤務時間）において，30分を単位として行うものとする。

第9条第2項中「職員に対する部分休業」を「職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業」に改め，同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については，1日につき，当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては，当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

第9条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第9条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第9条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第9条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与等の取扱い）」を付し、同条中「職員が部分休業」を「職員（非常勤職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条に次の1項を加え

る。

- 2 非常勤職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（給与条例第9条に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

第11条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

- 第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例による改正後の調布市職員の育児休業等に関する条例第9条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。